

広島県告示第九百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県廿日市玖島地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法
五） 泉水川（五） 泉水南谷川（一五六）	土石流	五） 泉水川（五） 土石流	第九條第二項及び法
二） 玖島川支川（一五六隣	土石流	二） 玖島川支川（一五六隣 土石流	第九條第二項及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	第九條第二項及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	第九條第二項及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	第九條第二項及び法

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。